

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成21年4月30日(2009.4.30)

【公表番号】特表2008-532740(P2008-532740A)

【公表日】平成20年8月21日(2008.8.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-033

【出願番号】特願2008-500133(P2008-500133)

【国際特許分類】

B 01 J 4/00 (2006.01)

B 01 F 5/00 (2006.01)

【F I】

B 01 J 4/00 105 C

B 01 F 5/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月6日(2009.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの流動性歯科物質を混合し分配する装置であつて、

a) 該歯科物質に向かう方向に押し力を伝達し、さらにその反対方向に引き力を伝達するように、かつb) 非線形に寄せられるように適合されるプッシュブルチェーンを具備する少なくとも1つの力伝達部材

を具備する、少なくとも1つの流動性歯科物質を混合し分配する装置。

【請求項2】

少なくとも1つの流動性歯科物質を混合し分配する装置であつて、

a) 該歯科物質から離れる方向に押し力を伝達し、さらにその反対方向に引き力を伝達するように、かつb) 非線形に寄せられるように適合される少なくとも1つの力伝達部材を具備する、少なくとも1つの流動性歯科物質を混合し分配する装置。

【請求項3】

前記歯科物質の少なくとも一成分を受容する少なくとも1つの材料部をさらに具備し、

前記力伝達部材が、該歯科物質を該材料部の開口の方向に移動させるように該歯科物質に対して力を伝達するように適合される、請求項1または2に記載の装置。

【請求項4】

前記力伝達部材が、該力伝達部材が非線形に寄せられる時は折畳みが可能であり、該力伝達部材が線形推力運動下で伸長する時は折畳みが可能でないように設計される一連の折畳み可能な接続された要素を備える、請求項1～3のいずれか一項に記載の装置。

【請求項5】

前記力伝達部材を、該力伝達部材の伸長状態によって画定される経路から離れる一方のみに2次元に折り畳むことができる、請求項1～4のいずれか一項に記載の装置。